

大洗町イメージキャラクター「アライッペ」派遣事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大洗町イメージキャラクター「アライッペ」着ぐるみの派遣(以下「派遣」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(派遣基準)

第 2 条 派遣は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 大洗町が実施又は参加する事業及びキャンペーン等のPR活動
- (2) 不特定多数の住民や来訪者の参加とPR効果を見込むことができる事業等で公共性の高いもの
- (3) その他町長が特に必要と認める事業等

(派遣の申請)

第 3 条 派遣を申請する者(以下「申請者」という。)は、派遣を希望する 14 日前までに派遣の申請を町長に提出しなければならない。

(派遣の可否)

第 4 条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し、派遣の可否を申請者に通知するものとする。

2 町長は、派遣の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要があると認める場合には、派遣内容その他について、条件を付することができる。

(派遣の時間)

第 5 条 派遣時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、町長が特に認める場合は、派遣時間等を変更することができる。

(派遣の人数)

第 6 条 派遣の人数は、原則として着ぐるみを着用する人員及び着用を介助する人員で 3 名とし、内容を勘案し大洗町が決定し手配する。

(派遣に係る費用)

第 7 条 派遣に係る費用については、出演料は無料、旅費は実費とし、利用者の負担とする。ただし、町長が認める場合は、その限りではない。

(派遣の中止)

第 8 条 町長は、派遣を決定している場合であっても、悪天候等のため着ぐるみの汚損又は破損が予見されるときは、派遣を中止することができる。

(利用上の遵守事項)

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場及び床養生された控室を用意すること。
- (2) 派遣の決定を得た目的及び用途のみに使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (3) 着ぐるみを汚損又は破損しないように努めること。

(派遣の決定の取消し)

第 10 条 町長は、派遣がこの要綱に違反していると認めるときは、派遣の決定を取り消し、理由を付して利用者に通知するものとする。

2 町長は、派遣の決定を取り消したことにより利用者に損害が生じても、その責任を一切負わないものとする。

(原状回復)

第 11 条 利用者が故意又は過失により着ぐるみを滅失、破損、焼失その他損害を与えたときは、利用者の責任と負担により、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 1 月 20 日から施行する。